

令和6年

# 全員協議会記録

令和6年3月6日

和光市議会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和6年3月6日(水曜日)  
午前 9時45分 開会 午後 6時14分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	富 澤 啓 二 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	2 番	安 保 友 博 議員
3 番	鳥 飼 雅 司 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	待 鳥 美 光 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
17 番	内 山 恵 子 議員	18 番	吉 田 武 司 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件  
今後の議会運営について

午前 9時45分 開会

○富澤啓二議長 ただいまから全員協議会を開催します。

本日の案件は、今後の議会運営についてであります。

昨日、本会議を延会した後、昨日の全員協議会において皆様から集約した意見を市長にお伝えしました。そのやり取りについて、次のとおり報告いたします。

集約した内容ですが、皆様のほうから、市長は引き続き議会とコミュニケーションを取ると言っているのに矛盾している。また、市側の説明は不十分。再開に向けた対話が重要といった意見が出されておりました。その意見を集約して、市長に申入れをいたしました。

市長からは、今議会が止まっている状態で、ぜひ議会の日程を優先していただきたい。市民生活に影響が及ばないようにお願いしたい。そして、事実誤認に関しては、今後丁寧に説明していきますと、そういう言質を取っております。

報告は以上です。

皆様からの意見はございますでしょうか。

安保議員。

○安保友博議員 議長には大変重圧もあったかと思えますけれども、交渉していただいて感謝しております。

それに対する今の市長側の答弁を見るに、対話をするという姿勢がそもそも感じられず、いわばゼロ回答というふうに私は理解しました。今後説明していくというふうに言っていますけれども、今後説明ではないんですよ。私たちが大変な責任を負いながらも、辞職勧告という重い決議をして、それに対して市長部局は100%はねつけたという事実が、今、事実誤認ということをして市の考え方ということで示されています。それを丁寧に説明していく。もう全く意味が分かりません。

いま一度、市長をここにお呼びして、事実誤認だということに対する質疑をさせていただくことを強く要望いたします。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 我々としては、議案第84号の和解金に関して付帯決議をし、その際に様々な要望を、2月15日、3月定例会の告示日までにという形で行いました。その中には、市民説明等も含まれていました。2月15日までに行っていただくようにという形でした。それらも全て、副市長がないタイミングの4月以降に予定されているとお伺いしています。

そして今回、事実誤認については今後説明しますという形で、期限を切られない形、恐らくは、3月末までにはもう多分説明する気持ちはないのかなというふうに私は感じておりましたけれども、本来、事実誤認という形で説明しますとして来ていただいて、約1時間で退席されて、その後今後説明しますというのは、私はあまりにも受け入れがたいと感じております。

一刻も早く、私はこの全員協議会の場で、市長からの事実誤認についての説明を強く強く要

望させていただきたいと思います。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 日本共産党としましては、今、全員協議会なんですけれども、共産党としての立場でお話しさせていただきたいと思います。

本来であれば、議員というのは審議をし尽くさないといけない立場だと思うんです。今回発端として、議会初日に辞職勧告決議というのを出して、私たちの意思表示、出した側の意思表示というのは十分されてきた。現状見ていると、執行部では事実誤認ということで突きつけて、実際に全員協議会が何回も開かれて、招いてもやっぱり進展することがない。私たちの本分というのは、予算の審議をしていかなければいけないのがストップされているというのは、非常によくない状況なんだなというふうに感じています。そこの部分ができていないというのは不本意であって、いち早く審議というのは尽くさなければいけないという思いでいます。

決議が出されて、市の意向というのが見えてきて、一向に変わらないので、そこら辺はどうしたら前に進めるかというところを議論していても、今正直平行線のような状況で、このままいったら議会も進まないですし、だから、私たちは退席していましたが、今後は審議ができるように席に座って、逆にそこら辺の追及というのは、議会の中の一般質問であったり施政方針であったり、そこら辺の部分でしっかりとしていくことを申し述べたいと思います。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 今、市長のコメントの中に、事実誤認については今後丁寧に説明をしていくというお話があったと思いますが、その今後というのはどの時期なのか。また、どのような形で説明となるのか、何かそういうことは示されているのでしょうか。

○富澤啓二議長 具体的な期日に関しては詰めておりませんが、やはり3月議会、これをまず優先させていただきたい。それ以降の流れになるのかなというふうに推察はしておりますが、具体的には詰めておりません。

小嶋議員。

○小嶋智子議員 そういたしますと、3月議会が終わってから、全員協議会の場で説明をするということでしょうか。

○富澤啓二議長 全員協議会か会派ごとか、市長からは、会派ごとに丁寧に説明をしたいという要望を受けておりますが、全員協議会で説明してほしいとの皆様の希望でしたら、それをお伝えします。

小嶋議員。

○小嶋智子議員 市長の希望としては、会派ごとに丁寧に説明をさせてほしいということであります。

しかし、会派ごとの説明というのは、市民からは全く見えない状況となってしまいます。我々は開かれた議会を目指して、今までも議会改革を邁進してまいりましたし、そのような形

での説明は、市民への裏切り行為につながるのではないかと大変危惧しております。全員協議会であれば、きちんと記録が残り、市民の皆様が確認をすることができる。しかしながら、会派室での話合いとなれば非公式のものとなり、市民の皆様が確認をするすべがなくなってしまうんですね。大変市民を無視した考えかなと強く感じます。そのようなことで本当にいいのかというのは大変疑問なんですね。

ぜひ、市民の皆様に分かるように、市民に向けて説明をするという意味もございますので、しっかりと皆さんに分かるように御説明をいただきたいということを強く要望いたします。

○富澤啓二議長 その旨、申し伝えます。

赤松議員。

○赤松祐造議員 昨日、菅原議員が申しましたけれども、私は一人会派です。だけれども、支持者は2,200人ぐらいいます。この決議案を出すときに、私はスルーされています。私は市民に何て説明するのか。出す前に、やはり皆さん、私はその書類を直前に出されているわけです。これは、市民に説明責任じゃなくて、その前に私たちにその説明がないということも、大きな少数派、民主主義というのは、誰かが言っていましたけれども、多数派だけで進むものじゃなくて、少数派の意見も聞いてから出すべきではなかったのでしょうか。

今、私のほうには50人以上の支持者から、何でこうなっているんだという問合せが来ています。今日だけで50人、こう言っています。そういう状態なんです。

小嶋議員にお尋ねしますけれども、なぜ私に、その決議案を出す前に、説明していただけなかったんですか。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 日頃から、赤松議員は時間がないから急いでくださいとおっしゃっております。

今、議題にしているのは今後どうするかということですので、今そのお話をしているとそこに時間を取られてしまいます。いつもそのお話を出されるんですが、今議論しているのはこれからどうするかという議論で、これを進めないと、赤松議員がおっしゃっているように時間ばかりが流れてしまいますが、いかがなんでしょうか。議長、決裁願います。

○富澤啓二議長 赤松議員、先ほどの意見を留意していただければと思います。

どうやって前に進めるかというのが今の焦点ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 私にアイデアがあります。

皆さんの決議案は、もう世の中に一通り広がっています。多くの人が見ている。今ここで撤回しても、その言葉は生きているわけですから、その効果はもうあるはずです。ここで無理押しして議会が止まるようなことをするのはよくないと思います。

〔「議長、議員として不適切な発言です」という声あり〕

では、言葉を訂正します。

〔「いや訂正じゃない、内容がおかしい」という声あり〕

○富澤啓二議長 休憩します。（午前 9時57分 休憩）

再開します。（午前 9時58分 再開）

取下げというのは、制度上はできません。

あと、議会の議決を経ていますので、これは有効ですので、その部分御留意ください。

赤松議員。

○赤松祐造議員 了解しました。

○富澤啓二議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 議会をどういうふうに進めていこうかというこの全員協議会で、鳥飼議員、また安保議員からも発言がありましたけれども、安保議員がいま一度市長が来て説明をしてほしいということで、冒頭、議長が報告されたことを、この場に来ていま一度しっかりと市長の口から報告をしていただくというところを要望してもらえればなというふうに思います。

○富澤啓二議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 私のほうでも、今、議長が言われた事実誤認については丁寧に説明するというような言質を取っているということでしたけれども、市長からじかにお聞きしたいと思いません。

これまで、12月定例会の委員会で、市長は、和解金を支払ったら速やかに説明会を行うということでしたが、これまで3月中に行うという姿勢はもう見られません。そして、市長はホームページ等で、今後も引き続きコミュニケーションを取り、一步前へ進めてまいりますというふうにおっしゃったのにもかかわらず、この全員協議会の場で、コミュニケーションの場を去られました。ですので、そういったところでは、直接のお言葉で説明をするという、丁寧に事実誤認について説明をするという言葉がじかに聞かなければ、これまでの疑義がありますので、お願いしたいと思えます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 もう一度確認ですけれども、今回、事実誤認だという市の考え方が出されたことに対して、我々としては、一方的にそのこと自体が間違っているという話をしているのではなくて、市がどういうつもりでそういうことを出したのか、議会に説明もなく一般公開をしたのかということをもとに問題にし、それに対して市長をお呼びして、質疑を約1時間行いました。その後、市長は退席し、それから戻ってきていないという状態が今続いているということをも、事実として確認したいと思えます。今、中途半端になっていますので、それに対して、そこでの質疑を尽くした上で、次の議論をしたい。それが、もう一度お呼びしたいということの趣旨ですので、確認をいたします。

これ以上、市長がそれに対してお答えいただけないということであれば、またそれは次の手を考える必要があるというふうに考えておりますので、整理として発言させていただきました。

○富澤啓二議長 休憩します。（午前10時02分 休憩）

再開します。（午前10時03分 再開）

今の皆様の意見を集約して、これから副議長とともに、市長に面会をしてみたいです。その後、また皆様にお知らせをいたしますので、再開は追って連絡をいたします。

休憩します。（午前10時04分 休憩）

再開します。（午前10時05分 再開）

安保議員。

○安保友博議員 これまで、再三にわたり市長に対話を求めてきたという経緯があって、今回もう一度行くという話になりますと、恐らくもうこれで最後になろうかと思えます。もちろん、応じてくればまた話は違いますが。そうしたときに、我々としても態度表明としてしっかり示していくためにも、正副議長だけではなく、これは議会運営の問題にも関わりますので、正副議長の委員長も共に、合計4人で市長に交渉をしに行くということを提案いたします。

○富澤啓二議長 承知をいたしました。

事務局長、調整をお願いします。

休憩します。（午前10時06分 休憩）

再開します。（午前11時00分 再開）

先ほど、市長に全員協議会へ出席するよう、正副議長と議会運営委員会正副委員長とで交渉に行くことと決定をいたしました。協議の調整が整わなかった旨、議会事務局長から報告を受けましたのでお伝えいたします。

皆さんから御意見はございますか。

小嶋議員。

○小嶋智子議員 それは、議会からの申入れ自体も受け付けないということでしょうか。

対面をするという要請も受け付けないと、議会からの要請は受け付けないということでしょうか。

○富澤啓二議長 休憩します。（午前11時01分 休憩）

再開します。（午前11時02分 再開）

松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 恐らくそのような形だと思われそうです。

あと、私のほうから補足なんです。市長からは、申し上げることは同じなので、これ以上の協議は難しいという話をいただいています。それ以上は、私は受けておりません。

○富澤啓二議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 市長からそういう回答があったということで、この場でみんなで協議するというのはちょっと厳しいかなと思います。時間がかかり過ぎることがあるので、一回会派に持ち帰らせていただいて、会派で協議させていただきたいんですけども。

○富澤啓二議長 今、吉田議員から提案がありましたが、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そういたします。

休憩します。（午前11時03分 休憩）

再開します。（午後 1時15分 再開）

午前中に、各会派にお願いした件で、会派からの意見を頂戴したいと思います。

やさしい未来へ歩む会、安保議員。

○安保友博議員 これまで、議会側の姿勢として、議会の速やかな進行を実現したいということと、それに並行して議会運営委員会と全員協議会を開催して、市長を直接呼び出してコミュニケーションを取ろうということを試みておりましたが、このたび、明確に拒絶をされたという事実がありますので、本会議の実現に向けて動き出したいなというふうに考えているところです。

それに当たって、これまでは、議会側としてコミュニケーションを取ることを試みていたというところですが、議長に一つ提案をさせていただきたいと思います。

まず、議場の中に誰が入るかということについては、議長の権限だというふうに理解をいたしますので、議長においては、あくまでも議事進行をするためという理由で、今障壁となっている大島副市長の出席を遠慮いただく、そういう形を議長の命として出していただけないか。これは、議会側の要求をのんだということでもなく、また市側の要求をのんだということでもなく、あくまでも議長の議事進行のための判断というふうに考えていただけたらと思います。

私の会派としては以上です。

○富澤啓二議長 一旦、皆さんの会派の意見を聞いてから、今の問いについての私の回答をしたいと思います。

こちら、御指名していいですか。

〔「今回答を聞きたい」という声あり〕

では、改めまして、今、やさしい未来へ歩む会からの質問に関して、議長としての判断をお伝えしたいと思います。

やさしい未来へ歩む会から、出席制限に関して6項目、箇条書きですが、いただいております。

冒頭、どのような内容かというのは先ほど説明がありましたが、私のほうで再度、いただいた内容を皆さんにお示ししたいと思います。

- 1、議会側は、決議されたものに従い、副市長の出席を認めないとして退席する。
- 2、市長側は、決議に理由がないとして、副市長を出席させている。
- 3、副市長が出席する限り、議事進行ができない状態にある。
- 4、議長には、議場に入る人の出席をつかさどる権能がある。
- 5、議長は、議会側、市側のいずれの肩を持つのではなく、あくまでも議事進行のためだけを理由として、副市長の出席を制限する。

6、そうすれば、議会は正常化する。

冒頭では、議長の権限による出席制限ができるのではないかという、そういう質問ですが、種々調べてみましたが、議長の権能の範囲からして認められない、難しいというふうに判断いたしました。

内容的には、議事妨害に当たるのか、また、議場の秩序保持の違反に当たるのかどうか、それも含めて、法令上の文言を確認して、これは難しいというふうな結論に至りましたので、議長の権能の中にはふさわしくないということで、私は判断させていただきました。

安保議員。

○安保友博議員 議長の権限とはどのようにお考えなんでしょうか。少なくとも、本会議場の中の運営に関しては、議長に相当な権限があるというふうに私は理解したんですけれども、そんな権限はないという御理解でよろしいですか。

○富澤啓二議長 確かに、議場の中では議長の権限というのは大変高うございますが、今回の件に関しては、私のほうで退室の命令をするということは認められないというふうに判断しております。

安保議員。

○安保友博議員 もう一度確認ですけれども、これまで再三にわたって市長をお呼びして、どうしたら議事進行できるかということをお聞きしてきて、この結果を受けてもなお、議長としてその判断をされるということですか。

○富澤啓二議長 私はそういうふうに判断をしております。

ほかの会派で意見がまとまっているところがありましたら、挙手を願います。

日本共産党、鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 午前中にも申し上げたとおり、日本共産党としては、議決をしたということに対しては、本来であれば曲げたくはない、曲げるつもりはないんですけれども、議会として、議員としての本分というのは、やっぱりちゃんと議案に対して真摯に審査をしていくところが、実際にはできている状況ではないので、議会には出席をして、副市長の追及だったり、また事実誤認の追及だったりというところは、議場の中で違う形でしっかり追及していきたいと思っておりますので、今回は議場に参加して座るということで、私たちは統一していきます。

○富澤啓二議長 緑風会、吉田武司議員。

○吉田武司議員 一つ確認させていただきます。

やさしい未来へ歩む会の先ほどの提案は、議長としてはいろいろなところを調べた結果、それはできないということよろしいですか。

○富澤啓二議長 今の質問に関しては、そのとおりというふうに判断をしております。副市長の退席を求めることは認められない、そういうふうに判断いたしました。

緑風会、吉田武司議員。

○吉田武司議員 緑風会としても、慎重に審議をさせていただき、これまでかなりの時間を費

やして協議を重ねてきましたが、平行線のまま時間が過ぎ、今日に至っています。

今回のことについては、3月定例会で賛成多数で可決された大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議について、事実誤認との市の見解があり、それには納得はしていませんが、今はこの3月定例会の審議を進めていくことが優先と考えています。

また、引き続き緑風会としては、市長にこの説明責任を果たすことを求めていきたいと思っております。

○富澤啓二議長 公明党、伊藤議員。

○伊藤妙子議員 私たち公明党でもいろいろ協議しまして、今、議長が一度、議長の権限でということでも検討した結果もいただきました。そして、私たち議員全員というのは、多種多様な意見を持って、市民から選んでいただいて、議会に送り出していただいている1人1人です。議場の場では、本当に熱くなって、激しく意見を出し合ってきました。そして、意見が違って、主張が違って、対話を重んじることが共通して、また特に、この13人で決議を様々協議して決めてきました。

しかし、市長のほうは、様々な法的責任ということでおっしゃっていらっしゃいますけれども、私たち議員は、やはり市民から選ばれて、法的責任と道義的責任ということを重んじる皆さんだと思います。それで、道義的責任というところで分かり合えないというか、対話をされないということが、今回全員協議会の場では分かりました。

これまで私たちは本当に、それぞれの多種多様な1人1人を受け入れる中で、ここまで協議をしてきました。ですので、そういったことも受け入れられないという立場の方も共に議場で受け入れ、意見をしていくということで、これからも公明党としましては、しっかりと対話を重んじ、市民の感覚を大事にして、しっかりと議場で議会を進めていきたいという思いでおります。

○富澤啓二議長 国民民主党・日本維新の会、鎌田議員。

○鎌田泰春議員 先ほど、議長のほうで、副市長の退席を命じることができないというふうに判断されたとお伺いしましたが、その根拠というのはどういったところにあるのでしょうか。どこに確認したのか、改めて教えていただければと思います。

○富澤啓二議長 まずは、全国市議会議長会に確認をしております。あとは、法令集、自治法等々で確認をして、これは認められないというふうに判断をいたしました。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 認められないと考えられた要因というのは、どういったところにあるのでしょうか。

○富澤啓二議長 そこまでの権能がないと判断しております。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 和光市議会会議規則は、その際に参照されましたでしょうか。

○富澤啓二議長 和光市議会会議規則に関しては、私のほうでは参照しておりませんが、事務

局のほうに精査をお願いしていますので、総合的な判断で認められないというふうに判断しております。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 精査が必要かと思うんですけれども、和光市議会会議規則の第159条についてお伺いしたいと思います。

○富澤啓二議長 第159条ですが、『全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。』

これが、議長の秩序保持権であります。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 その中で、なぜ会議に諮って決めるというふうに判断しなかったのか、その部分をお伺いします。

○富澤啓二議長 ここに書いてある全文が私の権能だと判断していますので、議場の秩序を維持する、いわゆる注意喚起はできますが、退室までというのは可能ではないと、難しいというふうに判断しております。

安保議員。

○安保友博議員 今、ちょっと疑義が生じていると思うんですけれども、これ究極的には本当に議長の責任問題にもなりかねない話なので、もう一度時間を取って、明確に判断していただけないかと思うんですけれども。

また、先ほどの議長とのお話の中で、総務省に確認してはどうかとか、そういう提案もさせてもらっていますけれども、それもされているのか。確認できるところにしっかり確認しているのかどうか、その辺も含めて、改めて精査していただけたらと思うんですけれども。

○富澤啓二議長 今の安保議員の意見に対して、皆さん何か意見はございますか。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私もそれがすごく重要な問題だと思います。できる限り必要な情報を集めた上で、総合的に判断していくことが求められるかと思いますので、例えば総務省だったり、埼玉県等に確認していただいて、また、和光市議会会議規則等に関しても確認いただきたいと思います。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 1時30分 休憩）

再開します。（午後 1時31分 再開）

今の要求に対して調査をして回答いたしますので、暫時休憩します。

休憩します。（午後 1時32分 休憩）

再開します。（午後 5時55分 再開）

国の機関等に確認をしたのかということで、調査を指示しまして、結果が出ましたので、皆様にお知らせいたします。

地方自治法第121条に基づく長及び委員長等の出席要求については、市長宛てに通知してお

りますが、誰が説明員として出席するかは長の権限に属するため、議長が出席要求することはできないと考えます。

また、会議規則第159条に定める議長の秩序保持については、議員及び傍聴人が対象となっており、執行機関は対象ではありません。国及び全国市議会議長会に確認したところ、議会の秩序等を理由として、議長権限で副市長を出席させないことは難しいとのことでした。

また、埼玉県議会に同様の事例について確認したところ、このような事例はなく、知事の権限で職員を出席させているとのことでした。

なお、議事妨害については、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないとされていますが、副市長については、これには当たらないものと認識しております。

また、規律については、議会の秩序を維持し、円滑な運営を図るため、議員はじめ関係者が守るべき事項を指し、対象として執行機関も含まれますが、規律違反者に対する措置としては、注意のみにとどまっております。

以上、報告をいたします。

私は、これ以上の権限、権能はないと判断をしております。

岩澤議員。

○岩澤侑生議員 昨日の全員協議会におきまして、市長から議長宛てに催告を要請する書面が配付されました。私は受け取りませんでしたけれども、その書面が配付された際に、私は議長に、市長に対して副市長を出席させないように求める同様の内容の書面を送付してはいかがかということをご提案させていただいて、議長からは検討するというコメントをいただいたというふうに記憶をいたしておりますけれども、その後の検討状況についてお伺いしたいと思います。

○富澤啓二議長 その後、内容を確認して、これは議長としてはできないことと判断して、提出はしておりません。

岩澤議員。

○岩澤侑生議員 承知をいたしました。

この後の進め方ということで、一つ提案をしたいと思うのですが、現状、副市長に対する辞職勧告決議の中に、今後の副市長の議会への出席は認めないという趣旨の文言が含まれていると。それを理由に、私たちとしては副市長の出席は認められないという立場を取っているところでありましてけれども、執行部としては、その決議自体が事実誤認に基づくものだから容認ができない、受け入れられないということをおっしゃられているわけでありまして。

そこで、改めて、例えば議会運営委員会を開催して、議会運営委員会の意思として副市長の出席を認めないということを改めて決定して、それに基づいて、議長からそれを根拠として、改めて執行部に対して申入れをしていただきたいと思います。こういう進め方はいかがかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 5時59分 休憩）

再開します。（午後 6時05分 再開）

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 先ほどの岩澤議員の提案は、正直難しいと、今、議運の副委員長をやっている立場として難しいのかなというふうに思っています。

今までの和光市議会の議会運営の中では、少数の意見だったり、全会一致の原則というところでやってきたというふうに私は認識していて、今回の決議に対して、13名の方が辞職勧告決議に対して賛同はしているんですけども、議会運営委員会の中に、決議に賛成していない会派というか、議運のメンバーの方がいるので、そういった意味では、全会一致の原則というのではまとまらないと思うので、正直難しい部分があるのではないかとこのように考えています。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 精査が必要かとは思いますが、それを議題としてまず議論することについては、それは疑いなくできるというふうに考えていますので、それが成立するかどうかについては、その後の話というふうに認識はしております。

○富澤啓二議長 岩澤議員。

○岩澤侑生議員 私としては、議運の委員でもありませんので、一つの提案として申し上げたということであります。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 6時07分 休憩）

再開します。（午後 6時09分 再開）

片山議員。

○片山義久議員 全会一致については、令和5年3月定例会の待鳥議員が議会運営委員長をやっていたときの議事録によりますと、従来どおり全会一致の原則により運用することとしましたというようなことが書かれていますので、先ほどの件は全会一致でないといけないのではないかなと思います。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 もう一回決議を議決していますので、議会運営委員会で同じことをやるということではできません。逆に、委員会が本会議より重くなるか同等になるということですので、議会運営云々以前で、一事不再議に該当すると私は判断しますから、同じ内容ですから、これはできないというふうに私は考えます。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 先ほど、議長の見解の中に、規律違反へは注意をしますというようなお話がございましたが、この規律違反というのは、具体的にどのような内容になるのか教えていただきたいと思います。

○富澤啓二議長 規律とは、議会の秩序を維持し、円滑な運営を図るため、議員をはじめ関係者が守るべき事項を言います。

そして、その内容ですが、地方自治法第129条、議場の秩序維持、第130条、傍聴人の取締り、

第131条、議長の注意の喚起、第132条、品位の保持、第133条、侮辱に対する処置、第134条、第135条、懲罰、第127条、資格決定、第137条、欠席議員の懲罰などがあります。

また、会議規則では、規律の章の中の条文で、品位の尊重、また、携帯品、議事妨害の禁止、離席、禁煙、新聞等の閲覧禁止、許可のない登壇の禁止、議長の秩序保持権などを規定しております。

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかにございませぬので、以上で、本日の協議事項は終了しました。

記録につきましては正副議長に一任願います。

以上で、全員協議会を閉会します。

午後 6時14分 閉会

議 長 富 澤 啓 二

副 議 長 小 嶋 智 子